

諮問庁：国立研究開発法人理化学研究所

諮問日：平成28年6月23日（平成28年（独個）諮問第8号）

答申日：平成28年8月31日（平成28年度（独個）答申第9号）

事件名：本人が行った公益通報に関する記録の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し、平成28年3月17日付け平成280310総第60号により国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

「特定年月日C（特定年月日Bの約1か月後）の通報・相談案件に係る電子メール（特定部署M在籍時）」（以下「特定メール」という。）についても開示と変更するよう求めます。

イ 異議申立ての理由

当該文書について、不正もみ消しのためか、部分開示決定された文書に含まれていません。

そのため、開示すべきと考えます。

(2) 意見書

（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における文書の特定

異議申立人に請求内容について確認したところ、当研究所で保有する文書1及び文書2に加えて、特定メールに関する情報提供があった。

そこで、特定メールについて、相談業務を現在所掌している部署で確認したところ、該当する文書の存在は確認できなかった。また、特定メールの電子メールの送信先とされる2名のうち、1名は特定年月Hに退職しており、該当するメールは残っていなかった（研究所のメールサーバーでは、退職者のメールデータは退職後速やかに削除することとなっている）。さらに、もう1名は特定年月Jに他部署へ異動しており、やはり該当するメールは残っていなかった（ダウンロードしてから5日以上経過したメッセージは研究所のメールサーバーから削除する設定となっていた）。また、申立人は特定年月Iに退職しており、送信側のメールサーバーにも該当するメールは残っていなかった。

2 原処分についての見解

以上のとおり、特定メールは存在が確認できなかったため、文書1及び文書2を特定し開示決定した原処分は妥当である。

なお、文書1及び文書2については、異議申立人からの特定年月日D付けの開示実施方法等申出書を受け、特定年月日Eに開示した。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、特定メールが存在しないことは上述のとおりであり、原処分は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月25日 審議
- ④ 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年8月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立ての経緯等について

- (1) 原処分以前、異議申立人は、処分庁に対し、別紙の1に掲げる保有個人情報の開示請求を行ったところ、処分庁は、これを保有していない（不存在）として、平成26年2月25日付け平成260204総第20号により不開示とする決定（以下「不開示処分」という。）を行った。
- (2) 不開示処分に対し、異議申立人は、文書の開示又は文書の抹消に関する情報の開示をすべき等として、不開示処分の取消しを求めて異議申立てを行ったところ、諮問庁は、不開示処分を妥当であるとして、当審査

会に諮問した。当審査会は答申（平成26年度（独個）答申第105号）（以下「先例答申」という。）において、理化学研究所は「異議申立人が監査・コンプライアンス室に行った2件の相談事案」（以下「本件相談事案」という。）に係る電子メール及び面談記録を保有していると認められるので、これを特定し、また、異議申立人は本件相談事案の外にも監査・コンプライアンス室に持ち込んだ事案がある旨主張していたことから、「再度調査の上、更に本件対象保有個人情報に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである」と答申した。

- (3) 先例答申を受け処分庁は、本件相談事案に該当する文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を新たに特定し、その一部を法14条2号及び4号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行ったところ、異議申立人は、文書1及び文書2とは別の特定メールについても開示を求めるとして原処分に対する異議申立てを行った。
- (4) したがって、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア メール等による相談及び（公益）通報（以下「通報等」という。）の窓口となる監査・コンプライアンス室では、通報等を受けてからできるだけ早い時期に、通報等を行った者（以下「通報者」という。）に対して、どのような調査や対応を望んでいるのか等を確認した上で適切な対応を行うよう努めており、対応した経緯、結果等については、文書1及び文書2と同様に文書にした上で保存・管理している。

しかしながら、通報等の内容によっては、監査・コンプライアンス室から通報者への電話やメール等による連絡のみで対応が早期に終了するもの（その後の調査等が不要であり、その場で解決するもの）も多々あり、そのような内容の通報等については、以後、理化学研究所において組織的に用いる有用性・必要性（組織共用性）が乏しいことから、国立研究開発法人理化学研究所文書管理規程に基づく法人文書として保存・管理することは行っていない。

- イ 処分庁において原処分を行うに当たって、異議申立人に開示を求める保有個人情報の確認を行ったところ、開示を求めているのは文書1及び文書2に加えて特定メールであり、当該特定メールは、送信先が監査・コンプライアンス室の職員への公益通報に係る内容である旨の

情報提供があった。

ウ 処分庁においては、異議申立人からの情報提供も参考にした上で、通報等に基づく調査・対応の経緯及び結果等が記録された文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、法14条2号及び4号に該当する部分を不開示とした。

しかしながら、特定メールについては、理化学研究所の書庫・ロッカー等で紙にプリントアウトしたものを探索したが発見できず、さらに、上記第3の1で説明したとおり、メールサーバーにもデータが残っておらず、特定することができなかった。

エ 異議申立人は、特定メールの送信日、送信先及び内容を具体的に情報提供として示していることから、特定メールを受信したことは事実であると推察されるが、理化学研究所において現に特定メールを保有していないことから判断すると、当該特定メールは、当時、上記アにおいて説明したように、以後、組織的に用いる有用性・必要性（組織共用性）が乏しいと判断され、適宜廃棄された可能性が高いと思われる。

なお、異議申立人が特定メールの送信先であると指摘する職員等に対し、当該特定メールの実際の受信有無及び記録されていた内容への対応等を確認したものの、特定年月日Cから数年経過していることもあり、確認することはできなかった。

オ したがって、理化学研究所において特定メールを保有していない理由を明確にすることはできなかったものの、上記ウにおいて説明したとおり、特定メールを探索したけれども発見できなかったことから、理化学研究所では、文書1及び文書2に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）以外には、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していない。

(2) 本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、これを覆す事情も認められず、首肯せざるを得ない。

よって、理化学研究所において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないことから、本件請求保有個人情報につき、文書1及び文書2に記録された保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、理化学研究所において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 本件請求保有個人情報
異議申立人が理化学研究所のコンプライアンス室に対して行った公益通報に関する記録全て。

- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書
異議申立人が理化学研究所のコンプライアンス室に対して行った公益通報に関する記録に係る
文書1 特定年月日Aの相談案件に係るヒアリングメモ，報告書（特定部署L在籍時）8枚
文書2 特定年月日Bの相談案件に係る電子メール，面談記録（特定部署M在籍時）15枚